

エピタデウスの法

——古典期スパルタの再検討——

長谷川 岳 男

はじめに

三七一年夏⁽¹⁾、スパルタ軍はレウクトラでほぼ同数のボイオティア連邦軍と会戦し、テバイの將軍、エパメイノンダスの考案した斜線陣のために決定的な敗北を喫した。王の戦死はペルシア戦争以来の事であり、動員したスパルタ市民の七百名中四百名が戦死し、ラケダイモン人本隊が正規な戦いで完敗したことは当時のギリシア人に大きな衝撃を与えた。⁽²⁾ エパメイノンダスは翌年、ペロポネソスに侵攻し、史上初めてスパルタ市を攻め、また数百年にわたりスパルタの経済的基盤であったメッセニアをスパルタから独立させた。これを機にスパルタの主宰したペロポネソス同盟は急速に解体へと至り、スパルタはギリシアにおける指導的な地位を失なった。⁽³⁾

ペロポネソス戦争でアテナイを敗り、ギリシアにおける覇権を獲得したスパルタが、なぜ四十年足らずで衰退へと転じたかという、所謂「スパルタ衰退原因論」に関する論議は同時代の知識人から今日にいたるまで衰えることがない。⁽⁴⁾ これらの論議の中で、最も一般的に受け入れられている捉え方は、プルタルコスの叙述を根拠とするものであろう。⁽⁵⁾ 彼は『アギス伝』においてスパルタの衰退の模様を次のように述べている。

「頽廢と病弱の徴候をラケダイモン人の政治組織が持つようになったのは、確か、彼らがアテナイ人の支配体制を解体さ

せ、彼らみずから金銀で満たしてからのち、間もなくのことであった。とはいえ、人々は、かつてリュクルゴスが定めた家々の数を相続の際に遵守し、父親はその子に世襲農地（クレーロス）を受け継がせていたので、その限りでは、ともかくも政治上の立て前それ自体と市民の平等性は保たれていたものであり、他の分野で犯されたさまざまな失策にもかかわらずこの国家を、なんと持ち堪えさせていた。

しかるにある有力者で、片意地でとげとげしい性格の持主の、エピタデウスという名の人がエフオロス（監督官）となった。たまたま、自分の息子といざこざが生じたので、彼は、「ミズカラノ家財産（オイコス）ニセヨ、マタ世襲農地ニセヨ、コレヲ各自ノ欲スル者ニ、生存中ニ贈与スルコトモマタ遺言指定ニヨリ相続セシムルコトモ、可ナリトス」という法律（レトラ）を起草した。

この人自身は、この法を、議案として自分の私的な鬱憤を晴らしたに過ぎなかったのだが、他の人々は、強欲さにもとづいてこれを受け入れて可決させ、最良の制度を滅ぼしてしまった。というのは、今やここに、有力者達が、しかるべき資格を持つ人々を相続から排除して他人の財産をわが物とするのに、なんらの遠慮気兼ねも要らないことになったからである。

かくしてたちまちのうちに、繁栄は少数者へと流れ込み、貧窮が国土を掩い、自由人としての資格の喪失やら、品位にかなった振舞いをなすべきゆとりの喪失やらをもたらし、持てる者達に対する羨望と敵意とが、これに伴った。依然としてスパルタ人としての資格を保ち続けられた者は、結局のところ、七百人以上には及ばず、しかもそのうち、土地なり世襲農地なりを所有している人々は、百人ばかり、といった有様となった。⁽⁶⁾

すなわちリュクルゴスが定めたといわれる、市民間に貧富の差が生ぜず、同等者（ホモイオイ）たりうる制度が、ペロポネソス戦争でのスパルタの勝利により大きく崩れ始めた。なぜならギリシア全体に覇権を行使することにより、多額の金銀貨幣がスパルタ国内に流入し、その結果厳格な統制におかれた市民生活に変化が生じたのである。市民は禁止されていた貴金属貨

幣への欲望が顕著となり、市民間の貧富の差が拡大してきた。かくのごとき状況の下、エピタデウスというエフォロスが個人的な動機から、それまで厳禁されていた土地（クレーロス）の譲渡を承認する法案を提案し、認可されたことにより富裕者への土地集中が進行し、逆に多くの者が土地を失うこととなった。

スパルタ市民たる資格は、独自の教育（アゴーゲー）を完了したことから、毎日催される共同食事（シユシティア）に参加することであった。⁽⁷⁾そして共同食事に参加するためには毎月割り当てられた食糧を提供しなければならなかった。⁽⁸⁾他方、スパルタ市民は軍人として国家に奉仕することに専念するために、各自にクレーロスという世襲地が付与され、当地で耕作するヘイロータイから収穫を得て、何らかの職業に従事することが禁じられていた。⁽⁹⁾それゆえクレーロスを手放すということは、収入を失い、その結果共同食事に割り当てられた食糧を提供できなくなるため、それに参加できなくなり、自動的に市民資格の喪失へと至った。つまりこの立法により、多くの市民が土地を失い、市民から脱落し、スパルタは人口過少（オリガントロピア）に陥った。アリストテレスもまた『政治学』において、スパルタの衰退は人口過少が原因であり、それゆえ一回の敗戦（レウクトラ）にも耐えられなかったと分析している。⁽¹⁰⁾

以上が最も多くの人に受け入れられていたスパルタ衰退の過程である。要約すれば、スパルタはペロポネソス戦争後、貨幣経済に浸食されてリユクルゴス体制に動揺が生じ、エピタデウスの法制定によりこの傾向に拍車がかかり、市民は減少の一途を辿ったため、レウクトラの敗戦後、その痛手から回復することなく急速に衰退したと考えられている。この捉え方はスパルタの衰退と社会内部の変質が時期的に一致するという説得性を有しており、それが多くの支持を得た原因であろう。しかし史実を詳細に検証すると、実際には以上のように解釈できない点が生じてくる。

まず第一に、そして最も問題となるのが、市民減少に関するものである。今日の研究成果によれば、⁽¹¹⁾スパルタの市民減少はすでに五世紀半ばより生じていることが明らかにされている。四一八年のマンティネイアの戦いにおけるスパルタ軍の動員数から推定した市民数は約三千人であり、⁽¹²⁾ペルシア戦争時の半数以下となっている。それゆえスパルタの市民減少が覇権喪失には直

結しなくなるのである。それならばエピタデウスの法はいかに位置づけられるのが妥当か。またスパルタの最盛期は市民の多寡に関わりなく達成されており、その要因を平等な市民団が維持されるリュクルゴス体制以外にも目を向ける必要がある。⁽¹³⁾

次に、従来スパルタはテバイに対して敗北（レウクトラ、マンティネイアの各戦い）した後急速にその勢力を失い、アギス・クレオメネスの改革により漸く回復したかのように考えられる傾向にあるが、その間もアギス三世の蜂起、エペイロスのピュロスとの戦い、クレモニデス戦争などにおいて実際には重要な役割を演じ、ギリシアの政治に関係し続けている。⁽¹⁴⁾ 第一の問題とも関係するが、仮に市民過少で衰退したのならば、これらの活動はいかに説明すべきか。逆にクレオメネスの改革の成功の原因を単純に「父祖の国制（リュクルゴス体制）」への回帰と位置づけることも、以上の事実を考慮に入れるのならば困難となる。⁽¹⁵⁾

つまり一般的な衰退の捉え方では、それ以前の事象も、それ以降の事象も説明を行うには不都合な面が多く存在するわけである。それゆえ、とりわけ衰退以前の社会に関しては、一九七〇年代後半よりカートリッジ、ホドキンソン等の一連の研究により従来のスパルタ像の全面的な見直し⁽¹⁶⁾が迫られ、現在に至るまで活発な論議が展開されている。⁽¹⁷⁾ 本稿において全てを論ずることは紙面の制約上不可能なため、市民減少に大きく寄与したと捉えられてきたエピタデウスの法の検討に目的を限定して、従来見逃されてきたと思われる見地に立って衰退の一側面を考察したい。

一

従来の捉え方では、ペロポネソス戦争後にエピタデウスの法が施行され、それによりスパルタにおいて土地所有関係に変化が生じ、土地を失って市民団から脱落した者が増大したことになる。しかしこの想定にとって大きな問題となるのが、先に述べたように市民数の推移である。そこでまずこの点について考えることとする。

スパルタ史を研究する者にとって共通して悩まされる問題は、アルカイック期の詩人を除けばスパルタ人自らによる祖国に関する叙述はヘレニズム期に至るまで皆無であり、対外的にも情報を公開しなかったため、正確な知識を得難いことである。さらに五世紀後半から、スパルタが理想の国制と見なされるようになって以来、所謂 *Spartan mirage* が現実とは関係なく一人歩きし始めた⁽¹⁸⁾。それゆえ現存する史料からスパルタの実像を抽出する作業が必要になる。以上の点に留意して考察を行わなければならぬ。市民数に関する問題についてもトゥキュデデスは次のように述べている。

「ラケダイモン人の兵力については、国家の秘密政策のために知ることができず……」⁽¹⁹⁾

それゆえ数少ない現存史料より市民数を推測せざるを得ない。市民数を推測する際に手がかりとなるのは、リュクルゴスが定めたと言われるクレーロス数と戦いに動員された兵員数が主となる。

アリストテレスはレウクトラの戦いの頃、スパルタ市民の人口は千人に満たなかったことを伝えている⁽²⁰⁾。他方クセノフォンもこの戦いに動員されたスパルタ市民が七百名であったと述べる⁽²¹⁾。この動員数が全軍の三分の二であったことも知られているので、単純な概算によれば全軍が千五十名となる⁽²²⁾。これには見習い期間の十八、九の青年も含まれると思われるので、二十才以上の市民総数はアリストテレスの数値にほぼ一致する。つまり衰退が決定的となった頃のスパルタ市民は千人足らずであった。

他方プルタルコスによれば、リュクルゴスは市民のために九千口のクレーロスを設定したことを伝える⁽²³⁾。この数を裏付けるものとして、ヘロドトスが、テルモピュライの戦い(四八〇)の翌日にクセルクセスの諮問に対してスパルタから亡命してきた王デマラトスは故国の総動員数が八千と答えた⁽²⁴⁾と述べている。他方アリストテレスもスパルタの市民数が盛時には一万であったと伝えている⁽²⁵⁾。

さらにプラタイアの戦い(四七九)の際、スパルタ市民軍の兵数は五千であった⁽²⁶⁾。彼らは *heotes* と記されている。スパル

タの軍隊編成は動員が年齢別によりなされること、⁽²⁷⁾ トウキュディデスによれば、対外遠征の時には全軍の三分の二が動員されることを考慮に入れるならば、「働き盛り」を意味する *neotes* は兵役義務のある二十から六十五才までのうち二十から四十九才にあたる市民の動員がなされたと考えられる。従ってこの動員数から市民総数は七千五百と概算できる。デ馬拉トスは総動員数に言及しているので、十八、九才の青年を含み、プラタイアの戦いで動員数と矛盾するものではない。従って四八〇年頃スパルタの市民数は八千人弱であったと考えられる。⁽²⁸⁾

つまりペルシア戦争時からレウクトラの戦いまでに市民数はだいたい八分の一となっていることが明らかになる。この減少はペロポネソス戦争以降のことなのであるか。そこで次に五世紀後半における市民数の検討を行ないたい。その情報を提供するものが四一八年のマンティネイアの戦いの際の史料である。

トウキュディデスはこの戦いの際、スパルタが総動員した後、老年兵と若年兵ら六分の一を帰還させたと述べる。そして先に挙げたようにスパルタはその兵力を秘密にしているため、自ら残りの兵力について計算を行ない兵数を明らかにする試みとなす。⁽²⁹⁾ ラケダイモン人の部隊編成は六百名のスキリティス部隊を除けば、⁽³⁰⁾ 大隊 (*lochroi*) 数七、各大隊が四中隊 (*pentekostes*)、各中隊が四小隊 (*enomoiarai*) で構成されている。そして一小隊の第一列は四名で、平均して八層の縦隊であったと伝えている。それゆえこの情報から計算するならば一小隊が約三十二名、一大隊が約五十二名、そして全軍は約三五八四名となる。このうち一大隊はヘイロータイ出身のネオダモデイスとブラシディオイより構成されていたので⁽³¹⁾ 正規の部隊は六大隊で、三〇七二名である。これが全軍の六分の五にあたるので、全軍は約三七〇〇名となる。この数はペルシア戦争時と異なり、ペリオイコイも含めたものである。⁽³²⁾ 四二五年、スファクテリアでアテナイ軍の捕虜となったラケダイモン軍のうち約四一%がスパルタ市民であった事実から類推すれば、⁽³³⁾ 約三七〇〇名中約千五百名がスパルタ市民であったことになる。

しかしこの数はあまりに少なすぎるため、トウキュディデスはスパルタの部隊編成を誤解しているとして、多くの研究者はこれを二倍する傾向にある。⁽³⁴⁾ (すなわちクセノフォンの記述を根拠として、六大隊ではなく、六連隊 (*morai*) に二大隊であり、

それゆえ全軍で十二大隊と考える。確かにコリントス戦争のネメアの戦い(三九四)において動員されたラケダイモン軍は六千名であったことから、この計算の方が妥当と思える。それならば四一八年の段階、すなわちペロポネソス戦争終了のかなり以前においてスパルタ市民はペルシア戦争時の半分以下に減少していることとなる。

四八〇年から四一八年までの六十余年で約五千人、他方四一八年から三七一年までの五十年弱で約二千人の市民が消失したこととなり、ペロポネソス戦争終了以後よりもそれ以前の方が市民数減少の度合いは激しかったという事実が明らかになる。それゆえエピタデウスの立法を市民減少の原因とする捉え方は単純に受け入れられるものではなくなる。そしてこの点と史料をいかに折り合わせるかについて多くの研究者が悩まされてきた。⁽³⁶⁾

解決の方法として、第一にこの立法を逆に市民数減少への対策として捉える説、次いで社会状況の変化を制度的に追認したと考える説、⁽³⁸⁾第三にこの立法年代を引き上げることにより妥協をはかる説、⁽³⁹⁾最後にこの立法の史実性を否定する説、⁽⁴⁰⁾という四つの見解が提出されている。近年、特に有力となったのが第四の説であり、エピタデウスは実在していなかったという捉え方である。これはスパルタの土地所有制度の全面的な見直しを軸に展開されている。⁽⁴¹⁾そこで、次に土地所有制度の検討を行ってみよう。

二

通説的見解においてスパルタの土地制度は次の三点を前提としている。(一)リユクルゴスにより平等なクレイロス分配がなされたこと。(二)古典期において市民にクレイロスを処分する権利はなく、それは国家の厳しい統制下におかれていたこと。(三)クレイロスの相続は原則的に父から長子への単子相続であったこと。そしてこの体制下、四世紀に入るまで市民間の平等が維持されたと考えられてきた。⁽⁴²⁾しかし先に考察した如く、五世紀に既に市民数の大幅な減少が見られるのならば、こ

の前提は疑わしいものとなる。

近年の学説はまさに土地制度に関するこの前提への疑義から生じている。そこで本稿においてもこの点の検討から始める。まずスパルタにおいて、古典期以前にリュクルゴスによるクレーロスの平等の配分があったことを今日に伝える史料が後代のものしか存在しないことは注目に値いする。平等なクレーロスを市民が有していたことをリュクルゴスに帰する現存最古の史料はポリュビオスであり、⁽⁴³⁾それを詳細に説明するのはプルタルコスである。⁽⁴⁴⁾逆に古典期の著作はこの事を伝えていない。ヘロドトスはリュクルゴスの改革について叙述しているが、均等なクレーロスの再分配に触れてはいない。⁽⁴⁵⁾クセノフォンにおいても全く言及されていない。他方、プラトンとイソクラテスはドーリス人がラコニアに侵入した時期に平等なクレーロス付与がなされたことのみ伝えている。⁽⁴⁶⁾それゆえスパルタにおいてクレーロス付与がなされたのは、彼らの祖先がラコニアに居住した古い時期まで遡るとも考えられる。それがリュクルゴスの業績に帰せられたのは、スパルタの諸制度を全てリュクルゴスのものとした、四世紀の歴史家エフォロスの影響か、⁽⁴⁷⁾あるいはアギス・クレオメネスの改革の際にリュクルゴス体制への回帰をスローガンに掲げていたため、土地の再分配を行ない易くするために捏造された可能性が高いという考えが出てくる。⁽⁴⁸⁾

この主張は妥当であろうか。スパルタ市民は通常、軍務の妨げとならぬように職業に就くことが禁じられ、その代わりに各自にクレーロスが付与されていたと考えられている。兵士を維持するのが国家の目的であったことを前提とするならば、市民が何らかのクレーロスを所有していたことは明らかであろう。その付与がいつなされたかは史料の信憑性の問題から確定することは不可能だと思われる。本稿の問題設定に関する限りにおいては、市民がある一定のクレーロスを元来有していたという確認のみで十分である。

次に古い時期に分割付与されたクレーロスに対する国家統制に関してはいかなるものであったのか。リュクルゴス体制においてクレーロスは個人の自由で処分できず、譲渡不可能であり、エピタデウスの立法で初めてそれが可能となったとプルタルコスは伝えている。⁽⁴⁹⁾またアリストテレスもこの立法と同じ内容をスパルタの土地制度の欠陥として挙げている。

「……土地は少数の者の手に帰している。そしてこのことはまた法律によっても拙く規定されている。というのはなるほど現存の土地を買ったり売ったりすることは善くないことだと立法家はした、そしてそうしたものは正当であるが、しかし贈与したり遺贈したりする自由は、これを欲する者には誰にでも与えたからである、売買によっても贈与、遺贈によっても同一の結果が必然に起こってくるのであるが。」⁽⁵⁰⁾

さらに現在では散逸した彼の『ラケダイモン人の国制』においても、次のように記されていたことがヘラクレイデス・レンボスの断片から知られる。

「ラケダイモン人にとって土地を売るとは恥すべき事と考えられていた。(土地の)古来の部分 (archaia moira) を売却することは認められていなかった。」⁽⁵¹⁾

アリストテレスは『政治学』において歴史的推移に関心がなく、古い状況も新しい状況も混ぜて叙述しているため、ここで挙げられた「立法家」とはリュクルゴスではなくエピタデウスであると捉えられる傾向にあった。そしてプルタルコスとアリストテレスが内容的に一致していることからエピタデウスの実在を考える研究者は少なくない。⁽⁵²⁾

しかし他方でエピタデウスの実在を否定する研究者もこの箇所を根拠とする。つまりアリストテレスがここで想定した「立法家」とはリュクルゴスであり、それゆえスパルタにおいては古典期を通じてクレーロスの処分は個人の裁量に委ねられていたと推量するのである。⁽⁵⁴⁾このように捉えれば、五世紀に大幅に市民数が減少したことを説明しやすい。なぜならクレーロスを譲渡して、収入を失い市民身分から脱落する現象をプルタルコスに記されるエピタデウスの法まで待つ必要はなくなる。そし

てエピタデウスの法はプルタルコスがこの箇所においてのみしか言及されていないことから、彼が用いたアギス・クレオメネスの改革を賞賛する原史料において、この改革がリュクルゴス体制への復帰をスローガンとしており、それゆえ先に記したアリストテレスに述べられているような土地制度の欠陥は好ましくないため、本来有していたクレーロスの譲渡自由という制度がエピタデウスなる人物の立法に強引に帰されるに至ったと考えるのである。それゆえエピタデウスの法なるものは三世紀の革命の産物にすぎず、実在はしなかったと結論する。⁽⁵⁵⁾

この統制の有無を検討する前に、第三の前提をも考慮に入りたい。なぜならば相続に関して個人の自由があるか否かの問題は直接クレーロスの処分の可否に関わってくるからである。近年の研究において、相続もプルタルコスが述べるような単子相続ではなく分割相続が一般的な慣行であったと考える。⁽⁵⁶⁾ この見解はアリストテレスが子が多くなれば各家庭が貧困化することは道理であると述べていることと、⁽⁵⁷⁾ クセノフォンも『ラケダイモン人の国制』において市民は妻を共有すれば、それぞれの子が一人でも、異父ではあるが兄弟も持て成長において有益であり、他方において相続は一人で全てを継承できる利点があることを記している⁽⁵⁸⁾ という二点を大きな根拠としている。他方アリストテレスの時代にスパルタの土地全体の五分の二が女性の所有にあったという記述に注目し、⁽⁵⁹⁾ ゴルテュンの法からの類推により、⁽⁶⁰⁾ 女子もこの分割相続において男子の半分の割合で不動産相続の対象たりえたとも想定する。ホドキンソンは各家族において、それぞれ男子と女子が何人ずつ出生されるのかのパターソンをコンピュータでシミュレーションを行ない、そしてゴルテュンの法典同様、男子二、女子一で分割されると見なして、次世代、さらにその次世代において不動産が男子と女子によって獲得される比率を試算する。その結果、この相続方式の方が長期的には社会を安定させることを示し、自らの説に援用している。⁽⁶¹⁾

まずこの点の検討から始めたい。スパルタにおいて考慮すべき特殊な状況は農地は市民自らに耕作されるのではなく、数家族のヘイロータイが当地に居住し耕作して、市民はその収穫の一部のみを得ていた⁽⁶²⁾ ということである。さらにヘイロータイは市民個人に所有されるのではなく、一括して国家の統制下に置かれていた。アテナイ市民の如く、自分の農地を自分の裁量

で管理している状況においてならば分割相続も想定可能であるが、スパルタ市民にとって当地のヘイロータイから収入を得る以外関わりを持たず、「国家に属する土地」と呼ばれたクレーロス⁽⁶³⁾が現実問題として分割可能なのであろうか。ホドキンソンはクレーロスが国家管理のものになかった理由として、それを扱う事務の不在を挙げるが、逆に彼が考える如く分割相続がなされたのならば、国家保有のヘイロータイが耕作するクレーロスを数人で分割し、その子たちがまた分割をおこなった場合にヘイロータイの処遇などに関する事務はどこでなされるのであろうか。仮にホドキンソンの考えが一般的慣行であったとするならば、例えばヘイロータイ三家族が耕作する農地を有し、男子二名、女子一名を持つ市民が分割相続する場合、それぞれの子の取り分は二対二対一ということになる。その際、五分の一の不動産を相続することになった女子の取り分に、三家族のヘイロータイはいかに対応すべきなのか。そしてこの女子に男子一名、女子一名の子供がいたのなら、その男子の相続分は五分の二となるが、そのような状況にヘイロータイたちはさらに対応することが困難となる。では土地ではなく、収穫を分割したのであろうか。これについても、三代目、四代目と分割していく過程において市民自ら各自の相続分を正確に把握することは現実にはかなり困難を伴うであろう。他方、この各自の相続分を国家が把握するのは、ホドキンソンが述べるようにスパルタの政府組織を考慮に入れるならばありえない。

そこで分割相続の根拠となる史料の検証を行ないたい。この説を主張する研究者の大きな拠り所となるのがゴルテュン⁽⁶⁴⁾の法からの類推である。そこにおいて次のように規定されている。

「何人かが死亡せる場合、次なる物は息子たちに帰属すべきこと。但し、田園のオイケウスが住み込んでいない家であること。大小の家畜。但し、オイケウスのもは除く。しかして、他の財産(クレーマタ)は、すべて正しく分ち合うこと。すべての息子たちは各々二の分け前を、すべての娘たちは各々の分け前を得ること。」⁽⁶⁵⁾

しかしこの箇所の解釈に関して、研究者の間で意見が分かれている。すなわち「他のクレーマタ」に不動産が含まれるか否かである。この文言の検討は既に伊藤貞夫氏による詳細な研究があり、筆者も氏の立場に概ね従うため本稿においては結論のみを示す。⁽⁶⁶⁾ この法典全体の内容から類推する限りにおいてはクレーマタに不動産が含まれるとは考え難く、当地においてクレースは不分割でそれぞれの家（オイコス）で手つかずのまま継承されたと捉えるのが妥当である。それゆえゴルテュンの法典をスパルタにおいて分割相続がなされたことの論拠として用いるのは難しい。⁽⁶⁷⁾

クレタもドーリス人が居住し、スパルタの社会に類似している。農地もオイケウスと呼ばれるヘイロータイに比定しうる身分の者に耕作されていた。⁽⁶⁸⁾ ここで相続においてオイケウスの立場が混乱せず以前と変わらずにいられる配慮がなされている。先に提起したように、仮にスパルタにおいて分割相続がなされたとした際に伴うヘイロータイの混乱を想起するならば、この法典は逆にスパルタ型の土地制度においては分割相続は実行困難であったことを示している。

しかし不分割相続を想定する研究者にとって厄介な問題となるのが次男以下の男子はいかなる境遇にあったのかということである。⁽⁶⁹⁾ この点に関しては分割相続であったと考えた方が理解しやすい。大抵の研究者は市民側の立場に立って、収入源がクレースからの一定の収穫しかない彼らがいかに対応していたかを考える傾向にある。しかし視点を変えて、国家の立場から考えてみるとこの点は理解しやすい。先に述べたように、国家にとってクレースとは一定の兵員数を得るためのものである。それゆえ各クレースから一名の兵士が得られれば目的は達成されたのではないだろうか。仮に九千口のクレースがオイコスに対して付与されたのならば、九千名の兵士を得られれば国家は十分であった。それゆえ次男以下の処遇は国家にとってはあまり意味のないものであろう。そしてクレースが分割により細分化してしまうことは国家の利益に反する事である。以上の考察より、スパルタの国家制度の特質を考えるならば、クレースは不分割で単子相続と考えるべきではなからうか。⁽⁷⁰⁾

では子が増えると貧困化へと至るというアリストテレスやクセノフォンの叙述はいかに解釈されるべきか。これはまず市民に付与されたクレースの実態を考える必要がある。アリストテレスの断片より、スパルタにおいて *archaia moira* と呼ばれ

る土地が存在していたことが知られ、これはアリストテレスの時代においても市民による売買が禁止されていた。彼の文言より、これを市民各自が有していたクレーロスであったと推測できる⁽⁷¹⁾。アリストテレスの執筆時期にはメッセニアをスパルタが喪失していたことも明白なので、⁽⁷²⁾「古来の分地」を意味するこの土地はメッセニア占領以前から市民がラコニア地方において元来所有していた土地であったと見なして差し支えない。この点において従来の見解と異ならない。しかしながら、現代のギリシア各地における農業生産高と耕地面積から緻密に当時のスパルタの農業生産の検討を行なった研究成果に基づくならば、盛期のスパルタにおいて、ラコニアとメッセニアの生産高の比率は一对二であった⁽⁷³⁾。それゆえ市民は後に獲得したメッセニアの土地に大きく依存していたことを新たに考慮に入れるべきであろう。つまり市民が有するクレーロスはさほど十分のもではなかったと考えることが可能であり、これは市民の最低生活を保証するものにすぎないものであったと考えられる。第一の前提である平等なクレーロスを基盤に、プルタルコスが市民間に貧富の差がなかったと述べるが、この捉え方は現在、多くの史料を根拠に否定されている⁽⁷⁴⁾。古典期においてもその差がかなりあったことは明らかである。この差はメッセニア獲得後に市民に付与された土地が一樣ではなかったか、あるいはこの土地に関して処分自由であることに起因すると推定できる⁽⁷⁵⁾。それゆえ古典期において、土地所有の程度に格差があり、平等な市民団という捉え方にはかなり無理があると解釈するのが妥当である。

つまり、国家に付与されたクレーロスが最低収入を保証するのにすぎないものであったのなら、それ以外に多くの土地を有するオイコスにおいては次男以下の者が共同食事に参加することも可能であり、市民としての資格を有していた一方で長子のみしか参加できないオイコスもあつたのではないか。次男以下の者が女子のみのオイコスに婿入りすれば何ら問題は生じないが、それがかなわない場合家長はヒュポメイオネスとなつた⁽⁷⁶⁾彼らを扶養することが必要となる。共同食事の提供分ですら負担になる上、養わなければならない兄弟が増えることはオイコス管理に多大な困難が伴い、さらにゴルテュンの法典同様、動産に關しては女子を含めての分割相続がなされた⁽⁷⁷⁾と考えられるので、不動産の分割相続がなされていなくても、アリストテレス

やクセノフォンが述べる如く子が多いことは富裕ではないオイコスにとっては好ましいものではなかったと言えよう。それゆえ古典期においても子を二人以上持たない市民は多数いたであろう。さらにそれを示すのが女子相続人の立場である。

ヘロドトスはスパルタの女子相続人を *patrouchos* と呼んでいる。⁽⁷⁸⁾ これはゴルテュンの法典に現れる女子相続人が *patroioikos* と呼ばれるのに似ている。その立場から類推してスパルタの女子相続人は、正当な男子の継承者を出生するまでの仮の家産相続人であるアテナイのエピクレーロスとは異なり、⁽⁸⁰⁾ クレーロスの所有権に規制がなかったとするのがホドキンソンらの考えである。⁽⁸¹⁾ これに加え、嫁資を含み不動産の分割相続に与かりえるほど女子の法的地位は高く、それゆえアリストテレスが記す如く、スパルタ全土の五分の二が女性に所有されたと結論する。

しかしまずアリストテレスのこの記述がそのまま古典期において必ずしも適用することはできない。その間の法改正もあろう。それがエピタデウスの立法と捉えることもできよう。次に女性が嫁資を含めたクレーロス分割に与かりえた可能性が低いことは前述の通りである。では女子相続人の立場はいかなるものであったのか。ヘロドトスによれば古典期においてスパルタではその父が結婚相手を決めないで没した女子相続人は、王の決定した相手と結婚しなければならなかった。ホドキンソンはこの箇所を論拠に、もし父親が存命ならば、その女子相続人を自分の好む相手と結婚させる自由があったと考える。⁽⁸²⁾ しかしゴルテュンの法典においても女子相続人は、多分オイコスから家産を消失させない意図で、結婚相手が詳細に規定されている事実⁽⁸³⁾ を考え合わせるならば、マクダウエルが想定した如く、⁽⁸⁴⁾ 古典期には女子相続人の結婚相手についてある種の規定があり、それに従って父親が娘の相手を明確にせず死没したために候補者間に争いが生じた場合に、王が正当な相手を指示したとする方が蓋然性が高いと思われる。国家が兵員数維持のためにクレーロスを付与したという前提に立つならば、女子相続人に望まれたのも兵士の供給であろう。その場合オイコスを存続させるための措置が彼女に求めた規定となる。そこで想定しうるのが、まず第一に次男以下の継承すべきクレーロスがなく、市民資格が得られない近親者との結婚となろう。しかし史料が欠如しているため明確なことは不明である。またそれがかなわぬ場合について考えてみよう。オイコスを存続させるという目的に

おいては、クレイロスを保持する市民と結婚することを禁じたとは考え難く、アテナイのエピクレイロスの如く次の世代に自分のオイコスを継ぐ者の出生を期待して、そのような者との結婚も認めざるをえなかったのではないだろうか。その場合女子相続人の代においては、彼女のクレイロスから兵士を供出できずとも、次代に再びそのクレイロスから兵士を供出可能なように、夫ではなく女子相続人に彼女のオイコスの家産所有権が与えられたと捉えるのが、兵員数維持の目的にはかなっていると思われる。このように女子であろうとも、相続人が彼女しかない場合には男子と同様にクレイロスの所有権が得れること、そして動産が分割相続であること、女子相続人がクレイロス保持者と結婚した場合、その段階でクレイロスは二つ持つのに、共同食事の負担は一人分で済み、オイコスの負担が軽減することを考慮すれば、スパルタにおいて富裕ではないオイコスではとりわけ最初に生まれたのが女子であろうとも次子を欲しない傾向にあったのではないか。

これまでの検討の結果、古典期におけるスパルタの土地所有制度については次のように考えるのが妥当であると思える。スパルタが軍国主義の国家であったという特質を前提として、その関心が専ら一定の兵員数の維持にあったと考えられるのならば、兵士の経済的基盤であるクレイロスは不分割で単子相続であったと捉えるのが妥当である。それゆえ相続に関して個人に自由はなく、他方において、アリストテレスの時代においてすら元来有していたクレイロスの売買が禁止されているという国家規制が存在したことを考え合わせれば、当然クレイロスの遺贈や贈与についても国家の規制があったであろう。ただし、クレイロス是一名の兵士を供出するための収入を保証するにすぎず、市民が古典期を通じて平等なクレイロスを得ていたわけではない。また女子相続人の立場もそのオイコスより、次代に少なくとも一名の兵士が供出されうる可能性を保持できるように規定されていたと考えられる。

以上のように想定するならば、ホドキンソンたちが推測した土地制度とは明らかに異なり、エピタデウスの立法の実在性は否定できなくなる。しかし上記の結論に従う場合、五世紀における市民減少をいかに説明すべきであろうか。それが可能でないなら、この結論は説得性を有しないであろう。そこでその原因を他の面から検討してみよう。

。プラタルコスが伝えるところでは、当初設定されたクレイロス⁽⁸⁶⁾は九千口である。他方アリストテレスもスパルタが盛時に、概数ではあるが一万の市民が存在したことを記した史料を知っていた⁽⁸⁷⁾。しかし四八〇年頃の推定市民数は八千弱となる。これらの数字の意味を考えれば、四八〇年の段階ですでに幾分か市民減少に転じていたと考えられる⁽⁸⁷⁾。古典期を通じて市民が減少しているならば、ホドキンソンが述べるように、社会システム自体にまずその要因を求めるのが適切であろう。しかし前章での検討の結果、土地所有制度にそれを求めるのは難しい。

先にアリストテレスとクセノフオンの叙述より、富裕ではないオイコスにおいて、男子であれ女子であれ子を二人以上もけることを欲しなかったと想定できることを示したが、各家庭の出生率が二を割れば、人口は自ずと減少に転ずる⁽⁸⁸⁾。さらに市民は男子のみであるから、その減少の度合はさらに激しいものとなるであろう。さらにオイコス保存の可能性を残すため、相続において女子相続人がクレイロスを有する市民との結婚がなされうるのなら、その傾向はなおはっきりするにちがいない。それゆえスパルタ社会は常態において市民が減少する性格を有していたと推測できる。

次いで、多くの研究者が古典期における市民減少の原因と考える⁽⁸⁹⁾、四六五年頃ラコニアを襲った大地震の影響も見逃すわけにはいかない⁽⁹⁰⁾。伝承に誇張が含まれるにしても、スパルタの被害は甚大であったと見なせる⁽⁹¹⁾。この外因性の人口減少は一定の期間を経れば回復するという反論も存在する⁽⁹²⁾。しかし前述したように、市民に少産の傾向があり、この地震において十八、九の若者と女性に被害が大きかったと考えられることから⁽⁹³⁾、長期的にも市民減少の動きを推進したであろう⁽⁹⁴⁾。そして主人を失ったクレイロスは将来オイコスの再興を期して近親者の手にわたり、各オイコスにクレイロスが一つという原則は現実的には崩れ始めたとは考えられないだろうか。そして一旦この原則が崩れると、女子相続人は富裕化のためクレイロスを所有しない次

男以下の者よりも、所有している者と結婚するようになり、市民減少の度合はさらに高まったであろう。

第三に、従来の研究においては見逃されている点であるが、ペロポネソス戦争がスパルタ市民にかけた負担である。この戦争がアテナイ市民に与えた経済的影響はよく論ぜられるが、スパルタに関しては個人に富への欲求を喚起したこののみが考慮されている。⁽⁹⁷⁾ 戦争開始以来、度重なる外征は市民に負担をかけなかったのであるか。戦争勃発に際して王アルキダモスは次のような忠告をした。

「では軍資金に頼ることができるであろうか。だがこの点にいたっては、われらの劣勢はますます甚だしい、公けの資金もなく、個人からの調達も容易なことでは必要をみたさぬ。⁽⁹⁸⁾」

さらにアリストテレスもスパルタの財政を批判する。

「公けの財産に関することも拙い。何故なら大戦争を戦うことを余儀なくされるけれども、国の公けの財庫には一文もない上に、戦時税の払いも悪いからである、……」⁽⁹⁹⁾

ペロポネソス同盟はデロス同盟とは異なり、同盟国に貢納を課さなかった。⁽¹⁰⁰⁾ そして国庫もあてにならないのならば、戦争遂行において負担がかかるのは自ずと一般市民ではないだろうか。上記二つの史料から戦費の調達を市民に依存しようとしていたことが窺える。

それに加えて個人的にも出征は市民に経済的負担を課したと考えることができる。すなわち、アリストテレスが出産奨励の法律に触れ、三人以上の子をもうけた者は兵役の免除、四人以上の場合には一切の税の免除が規定されていたことを伝える。⁽¹⁰¹⁾

立法年代は不明だが、政府のこの対応はスパルタ社会が少産化の傾向にあった情勢を暗示していると考えられる。幼少の頃より軍事訓練に明け暮れ、戦場における臆病が厳しく罰せられたスパルタ社会⁽¹⁰³⁾で、兵役免除は今日の意味での特典とはならないのではないだろうか。この箇所に関してニューマンは「兵役」とは外征させられる際に用いられた言葉であると注釈を付している⁽¹⁰⁴⁾。四人以上の場合における全ての税の免除が経済的特典であったことを考えれば、兵役免除も同じ意味の特典であったのではないだろうか。食糧の調達、武器の維持、外国での生計雑費、移動のための経費等、国家にその資金がないのなら、負担は市民にかけられたとしか考えられない⁽¹⁰⁵⁾。ポリュビオスはスパルタ衰退の要因の一つとして外征を行なったことを挙げている⁽¹⁰⁶⁾が、元来保持していたクレイロスの収入のみでは、その負担に耐えるには不十分であったと思える。それゆえ長期に及んだペロポネソス戦争のために、とりわけペルシアからの資金援助以前の時期に多大な経済的圧迫を富裕ではない市民が受けたにちがいない⁽¹⁰⁸⁾。これはペルシアと提携したマンティネイアの戦い以降の時期においての方が市民減少の度合が緩くなっていることから理解ができる。

また現物経済が基本であったスパルタ市民にとって、外征の際、さまざまな物資を調達するのに国外で優勢であった貨幣経済に対応できず、深刻な影響を受けたであろう⁽¹⁰⁹⁾。スパルタでは古典期に国内において、ある程度貴金属貨幣が使用されていたことは知られている⁽¹¹⁰⁾。しかしその使用の度合は他国に比べてきわめて少なかったはずであり、それならば物に対する貨幣の価値も当時の水準よりはるかに高かったはずである。かような状況において、外征した際に富裕者から借用した貨幣の価値は本国に帰還した後、数倍に膨れ上がったであろう。そしてクレイロスの評価額も貨幣経済の盛んなポリスに比べ、非常に低いものであったと想定できる。

以上の点を考慮に入れるならば、戦争の負担が予想以上にはるかに容易にクレイロスを手放す要因になりえたと考えられる。クレイロスの処分については国家の統制があったと考えられるので、現実にはクレイロスに居住するヘイロータイより受け取る収穫の所有権の移動がなされたのであろう⁽¹¹²⁾。その結果、共同食事参加のために課せられた提供分を負担できない者が急

増したのではないだろうか。そして市民が盛んにヒュポメイオネスの身分に転落したのは戦争勃発後の現象であったと考えられる。⁽¹¹³⁾

結論として、市民の子供の少産化、地震の被害による市民数減少の動向を、ペロポネソス戦争での負担が決定的な要因となつて、四三〇年頃から急激な減少へと向かつたと想定できよう。

四

以上の考察の結果、クレーロスの処分が自由ではない状況で市民数減少はありえたことを示せたと思う。ではアリストテレスで挙げられ、プルタルコスにおいてエピタデウスに帰される、遺贈と贈与の自由はいつ承認されたのか。「リユクルゴス体制」と見なされていた規制に変更を加え得るには、それに見合う理由が国家にとって必要であつたに違いない。さらに民会での承認も必要であるから、一般市民にもそれを受け入れる理由も必要であつたであらう。⁽¹¹⁵⁾

エピタデウスをスファクテリアで戦死したエピタダスと同一人物と見なして立法の年代を引き上げる説がある。⁽¹¹⁶⁾これは古典期における市民減少を説明するためであるが、前章において、この立法なくしても、他の要因で市民は減少しうることを説明したので、無理に結び付ける必要はなくなった。そしてペロポネソス戦争初期にこのような変更をする必要があつたのであるか。この時点でクレーロス処分の自由を認める事が、国家にとって何の利益をもたらさなかつたであらうし、一般市民に有利なこととも考えられない。それゆえエピタダスを立法者と捉える積極的な理由は存在しない。

次いでペロポネソス戦争後、変化した社会状況を追認するための立法であつたという、今日において最も優勢な見解について検討してみよう。五世紀において現実的に土地所有関係が大きく流動したことは確かであり、それゆえその解決のためにこの立法をもつてその関係を整理したと捉える考えは想定しうる。しかしクレーロスを兵員維持の手段と見なしていたと思える

政府にとって、これは本来の方針とは異なる。他方この立法によりクレイロスを失いやすくなり、市民権喪失の危機が増す一般大衆にとって賛同しうるものであろうか。結局その目的において利益を得るのは富裕者のみである。それゆえ、実際にこのような目的でのみ民会の承認を得れたとするのは不十分であると考えられる。

つまりこの立法の積極的意味を考える必要がある。マラスコはこの立法をレウクトラ以降のものとする⁽¹¹⁷⁾。なぜならメッセニアを喪失して多くの市民が貧困化したことへの対応と見なすのである⁽¹¹⁸⁾。市民団を建て直すため、遺贈とは養子にとることと同義で、これによりヒュポメイオネスを市民に復帰させ、他方贈与により市民から脱落しそうな者を救済しようとしたのだとマラスコは主張する⁽¹¹⁹⁾。しかしペロポネソス戦争後に有力者が露骨に金銭欲をむきだしにしたことは同時代史料より明らかであり⁽¹²⁰⁾、かくの如き状況で多くのクレイロスを有している者が国家のために遺贈や贈与をしたとは考え難い。さらにこの設定において一般大衆は完全に受け身であり、彼らはエピタデウスの法を積極的に承認するための利益を殆ど期待できなかったであろう。それゆえマラスコの想定は現実的にはありえなかったと考えられる⁽¹²¹⁾。

今世紀前半、二人の研究者がエピタデウスの法は傭兵として外国へ行くためか、あるいは傭兵をして財産を築いた者が帰国して市民に復帰するためにクレイロスの処分を認めたのではないかと考えた⁽¹²²⁾。ミッチェルはこの説に関心を示したが⁽¹²³⁾、フクス、マラスコに論駁され⁽¹²⁴⁾、現在この説は支持されていない。つまり傭兵としてスパルタを離れることを認めることは市民減少に対応する策たりえないというのが反論の骨子である。

しかしここでは民会で票を投じる市民の立場に立って考えてみよう。従来の研究の視点は、スパルタ市民に留まることを欲する者が経済的困窮により、やむなく市民権を喪失することのみ重点が置かれていた。しかし市民が自発的に国外に行くことを望まなかったのであろうか。ハルモテースとして公務で海外に赴任した者が莫大な富を得る機会を持ったことが知られている⁽¹²⁵⁾。またプルタルコス⁽¹²⁶⁾はスパルタ人をギリシアの人々が指導者として招くことに非常に熱心であったことを伝える。これは名声のある人に限られていたであろう。しかしこの層の人々が以上の状況において、役職に就けなかった場合に、求められ

ば外国に行くことを欲したのではないか。さらにクセノフオンの『アナバシス』に現れるクレアルコス(127)の如き戦争をしたくて、その活躍の場を求めた人もいたであろう。他方『アナバシス』には兵士として参加しているスパルタ出身者も登場する。パークが明らかにしたように(129)、ギリシアにおいてペロポネソス戦争後傭兵は需要が高まりつつあった。クレタ人やアルカディア人が傭兵の供給源としては有名であるが、スパルタ人の軍事的評価を想起すれば、彼らを欲する雇主は少なからず存在しよう(130)。すなわち一般市民も国外で軍人として財産を築く機会がこの時期に飛躍的に増えたと考えられる(131)。しかしながら、市民にとってこの機会を生かすためには、その市民権を捨てねばならなかった。なぜなら国外に行けば自ずと共同食事に参加できなくなり、さらに公務以外で国外に行くことは禁じられていた(132)。それゆえ市民権を保持しつつ傭兵になりえたアテナイの市民と異なり(133)、スパルタ市民の場合クレアルコス(134)の如く政府に罰せられ、亡命者という身分に転落することが多かったのではないか。その場合クレアルコスも当然収公された可能性が高い。それゆえスパルタが覇権を獲得した後市民に金銭欲が拡がった状況で、公務で国外に行った一部の者のみ莫大の富を得て、多くの者は財産を築く機会を生かせない境遇にあったと考えられる。逆に貧困化によって市民権を失ったヒュポメイオネスの中でその軍事的特技を利用して、傭兵に身を投ずる者は多かったであろう。しかし彼らは財を築いてもクレアルコスが国家の統制にある限りそれを得ることは困難であった。

すなわちクレアルコスを兵士供出の手段と捉え、その処分を禁止して、その付与の代償として市民は軍事訓練に従事することを義務づけたことが、市民が国外で指導者や傭兵となることを阻み、それでも国外に行った者が帰国しても市民に復帰する道を閉ざした。同時に財を得たヒュポメイオネスの市民復帰の道も閉ざした。これは市民の内に少なからぬ不満を抱かせたと想像できる。それゆえこの体制は多くの市民にとってもペロポネソス戦争後の社会状況に適應していなかった。そこで国外に行く前にクレアルコスを処分した帰国した後にクレアルコスを獲得できる状況を彼らは欲したのではないだろうか。そのためにはクレアルコス処分の自由は市民にとって積極的に賛同しうるものであったと考えられるのである。ここに彼らが外国に行くことを考えはじめたことはスパルタ市民に大きな価値観の変化が生じたことと捉えられる。そしてこのことがスパルタは金銭欲により

破壊されるというリュクルゴスの格言を亡命中の王パウサニアスに記さした真意と考えられる。⁽¹³⁵⁾

クレーロスの処分を個人に認めた法案を動議したエピタデウスの意図は史料の不足から明らかにはできない。プルタルコスが伝えるような私的な動機かもしれない。あるいは後の状況から考えれば、土地集中を目論む富裕者の便宜を図ったものかもしれない。しかし立法者の意図は別にして、当時この法が成立しうる背景を考察することが重要だと思える。そこから立法年を推測することができる。スパルタ市民が国外において財を築く機会を得たのはペロポネソス戦争後の方が蓋然性が高いであろう。さらに売買が原則的に禁止されていたことは、リュサンドロスが貴金属貨幣の禁止を再確認した時期⁽¹³⁶⁾からそう遠くないと推測できる。さらにクレーロスが国家統制下にあることがヒュポメイオネスにも不評であったことを想起するならば、政府への不満から企画されたヒュポメイオネスであるキナドンの陰謀⁽¹³⁷⁾への対応として政府にもこの立法の意義を見てとれる。以上の点を考え合わせれば、伝承においてのように四世紀初めとするのが最も妥当であろう。

おわりに

今日スパルタの衰退を論ずる際、その大きな抛り所となるのがアリストテレスとプルタルコスであり、両者に共通する観点は衰退の根本的な要因を市民数減少におくことである。事実、三世紀後半の一連の改革では市民数増大が急務で、そのために負債帳消しと土地の再分配を行なったと考えられることから、市民数減少がスパルタの衰退に重大な関わりがあったことは明らかである。しかしクレオメネスが改革を実行する正当性を得るために、「リュクルゴス体制」を理想化して利用したことは、後世の人々が古典期のスパルタを知る障害になったことも否めない。この影響により、その時代以降の人は古典期において平等性を市民が維持していたことによりスパルタの最盛期が築かれたという捉え方をするようになった。他方アリストテレスは市民数過少をスパルタ衰退の原因にしている。そこでペロポネソス戦争以降の立法を調査して注目されたのが、クレーロ

ス処分の自由を規定したエピタデウスの法であったのではないであろうか。そしてこの法をスパルタ衰退の契機と考えた。しかし実際にはスパルタの市民数減少を促進したであろうが、その原因ではなかったことは本稿で論じたところである。

この点において興味をひかれるのがクセノフォンの評価である。彼はスパルタは最も市民が少ないが最も強力なポリスであり、その国制は知るに値すると述べる⁽¹³⁸⁾。ここにおいて彼は市民が減少していることを十分認識していながら、全くそれを懸念していないのである。そして衰退は神への冒瀆により引き起こされたとする⁽¹³⁹⁾。最盛期のスパルタの内情に明るかったクセノフォンがこのような見方をしていたことは一考に値する。すなわち最盛期において市民が少ないことが政府にとっても、一般市民にとっても深刻な問題たりえなかったのではないだろうか。兵員維持のためにクレーロスを設定していたが、五世紀に市民数が減少している状況においても対外政策に支障をきたさなかった。それゆえ体制の抜本的な見直しを必要とせず⁽¹⁴⁰⁾、しかも同時代の人々には市民数減少の重大性は認識すらされなかったと考えて差し支えないだろう。さらにペロポネソス戦争後の社会情勢において、クレーロス処分が政府にも民衆にも望ましいことであったのならば、エピタデウスの法はさして取り上げられるべきものではなく、それゆえクセノフォンに叙述されることもなかったのではないだろうか。逆にスパルタの威光が完全に失われた四世紀後半、アリストテレスが後知恵(hindsight)からスパルタ衰退の要因を分析した結果、人口過少をその原因に挙げたことに市民の平等というスパルタについての通念が後に関わり、そして衰退はクレーロス処分が自由にされたことから生じたと考えられ、現代に至るまでの基本的な捉え方になったと考えられる⁽¹⁴¹⁾。しかし結果からすべてを論ずることは危険である。それでは市民減少の中、スパルタはなぜ覇権を達成しえたのか。それは衰退の問題と合わせて別の機会に論ずる予定である。

注

- (1) 本稿の年は原則的に紀元前である、
- (2) Xen. *Hell.* 6. 4. 4-15; Diod. 15. 52-56; Plut. *Pelop.* 20-23; Paus. 9. 13. 3-12. cf. J. F. Lazenby, *The Spartan Army*,

- Warminster, 1985, pp. 151-162; C. D. Hamilton. *Agessilaos and the Failure of Spartan Hegemony*, Cornell Univ. Press, 1991, pp. 202-214. 近年ハントマン・ヘンダスの戦術の革新性に関する否定的見解も提出されている。V. Hanson, Epameinondas, the Battle of Leuktra (371 B. C.), and the "Revolution" in Greek Battle Tactics. *CA* 7, 1988, pp. 190-207.
- (3) 上の題意をくみとった以下の文献を参照された。P. Cartledge, *Agessilaos and the Crisis of Sparta*, London, 1987 [以下 AS], pp. 382-392; C. D. Hamilton, op. cit. pp. 215-251.
- (4) R. Cartledge, *AS*, pp. 395-412. なおこの「古代と現代の考えが手際よくまとめられている」。
- (5) 例えば、伊藤貞夫『世界の歴史のギリシアとローニズム』、講談社、一九七六、二八四―二八六頁。古山正人「スパルタの生活とその崩壊」、『弓削蓬編』『地中海世界』、有斐閣新書、一九七九、七五及び次頁。
- (6) Plut. *Agis* 5. 1-6. 岩田拓郎訳(『世界古典全集』23 プルタルコス)、『村川堅太郎編』筑摩書房、一九六六)。
- (7) ハトローター Xen. *LP* 3. 3; 10. 7. シェンブリヤム Arist. *Pol.* 1271a26-33; 1272a15. cf. D. M. MacDowell, *Spartan Law*, Edinburgh, 1986, pp. 42-44; H. Michell, *Sparta*, Cambridge, 1964, pp. 36-43.
- (8) Plut. *Lyc.* 12. 3; Dikaiarchos fr.23, *FHG* II, p. 242. 上の註文をくみとった T. J. Figueira, [Mess Contributions and Subsistence at Sparta, *TAPA* 114, 1984 [以下 Mess], pp. 87-109 を参照された。
- (9) Xen. *LP* 7. 2; Plut. *Lyc.* 24. 2. cf. D. M. MacDowell, op. cit. pp. 116-118.
- (10) Arist. *Pol.* 1270a33-34. cf. W. L. Newman, *The Politics of Aristotle* Vol. II, Oxford, 1887, p. 331.
- (11) スパルタの人口問題を扱った研究文献は多い。しかしまたこの参考となるのが以下の文献である。G. Busolt und H. Swoboda, *Griechische Staatskunde*, Zweite Hälfte, München, 1926, S. 712f; L. Ziehen, Das Spartanische Bevölkerungsproblem, *Hermes* 68, 1933, S. 218-237; W. G. Forrest, *A History of Sparta 950-192 B. C.*, N. Y., 1968, pp. 131-137; G. E. M. de Ste. Croix, *The Origins of the Peloponnesian War*, London, 1972, pp. 331f.; J. Christien. La loi d'Epitadeus, *RHD* 52, 1974, pp. 203-206; P. Cartledge, *Sparta and Lakonia*, London, 1979 [以下 SL], pp. 307-318; G. L. Cawkwell, The Decline of Sparta, *CQ* n. s. 33, 1983, pp. 385-390; T. J. Figueira, Population Patterns in Late Archaic and Classical Sparta, *TAPA* 116, 1986 [以下 Population], pp. 165-213.
- (12) cf. T. J. Figueira, Population, pp. 187-192. 詳しくは本文七一及び次頁を参照されたい。
- (13) G. L. Cawkwell, op. cit. pp. 385-400. これはウクトラでの新戦法に対応できなかったのが衰退の最大の要因と考える。他方 C. D.

Hamilton, op. cit. p. 215 は外交関係の悪化の重点を述べ。

(17) この問題については以下の文献を参照せよ。 P. Cloché, La politique extérieure de Lacédémone depuis la mort d'Agis III jusqu'à celle d'Acrotatos, fils d'Areus Ier, *REA* 47, 1945, pp. 219-242; *REA* 48, 1946, pp. 29-61; E. David, *Sparta between Empire and Revolution* (404-243 B. C.), N. Y., 1981 [以下 *SEK*], pp. 106-141; P. Cartledge and A. Spawforth, *Hellenistic and Roman Sparta*, London, 1989, pp. 3-37.

(18) Plut. *Agis* 9. 4; *Kleom.* 10. 2-11.

(19) cf. M. I. Finley, Sparta and Spartan Society, *Economy and Society in Ancient Greece*, ed. by B. D. Shaw and R. P. Saller, 1981, London, pp. 24-40 (以下 *Problèmes de la guerre en Grèce ancienne*, ed. by J.-P. Vernant, Paris, 1968 以下); J. Redfield, The Women of Sparta, *CJ* 73, 1977/78, pp. 146-161; J. Buckler, Land and Money in the Spartan Economy—A Hypothesis, *Research in Economic History* 2, 1977, pp. 249-279; P. Cartledge, *SL*; E. David, *SEK*; P. Cartledge, Spartan Wives: Liberation or Licence?, *CQ* n. s. 31, 1981 [以下 *SW*], pp. 84-105; S. Hodkinson, Social Order and the Conflict of Values in Classical Sparta, *Chiron* 13, 1983 [以下 *Order*], pp. 239-281; G. L. Cawkwell, op. cit.; T. J. Figueira, Mess: Idem, Population; D. M. MacDowell, op. cit.; S. Hodkinson, Land Tenure and Inheritance in Classical Sparta, *CQ* n. s. 36, 1986 [以下 *Land*], pp. 378-406; P. Cartledge, *AS*; S. Hodkinson, Inheritance, Marriage, and Demography: Perspectives upon the Success and Decline of Classical Sparta, *Classical Sparta*, ed. by A. Powell, Oklahoma, 1988 [以下 *Inheritance*], pp. 79-121 (以下 *Classical Sparta* 以下 'スパート研究の最新成果'); C. Mossé, Women in the Spartan Revolutions of the Third Century B. C., *Women's History & Ancient History*, ed. by S. B. Pomeroy, The Univ. of North Carolina Press, 1991, pp. 138-153; P. Cartledge and A. Spawforth, op. cit.; C. D. Hamilton, op. cit.

(17) 近年、従来スパルタ政府に与つた大きな脅威であったアギスとクラテウスの捉え方に対して疑義が提出されて注目される。 R. J. A. Talbert, The Role of the Helots in the Class Struggle at Sparta, *Hist.* 38, 1989, pp. 22-40. 以下は以下 P. Cartledge, Richard Talbert's Revision of the Spartan-Helot Struggle: A Reply, *Hist.* 40, 1991, pp. 379-381.

(18) スパートの歴史については W. G. Forrest, op. cit. pp. 13-23; D. M. MacDowell, op. cit. 1-22. Spartan mirage については F. Ollier, *Le mirage spartiate* 2 vols, Paris, 1933-43; E. N. Tigerstedt, *The Legend of Sparta in Classical Antiquity* 2 vols, Stockholm, 1965-1974; E. Rawson, *The Spartan Tradition in European Thought*, Oxford, 1968; P. Cartledge, *AS*, pp. 411-420.

- (19) Thuc. 6. 68. 1. 久保正彰訳『トウーキュディデース 戦史(中)』、岩波文庫、一九六六。
- (20) Arist. *Pol.* 1270a30-31.
- (21) Xen. *Hell.* 6. 4. 15.
- (22) Xen. *Hell.* 6. 1. 1. cf. J. F. Lazenby, op. cit. pp. 152-155 (ラクゲダイモン軍四四八〇名。ヘリオイコイを含む)。T. J. Figueira, *Population*, pp. 206f. (六二五名)。敗戦後、緊急措置として四〇才以上の市民に召集がかけられたことを考えれば、一八、九才はすでに動員されつたと思なせる。
- (23) Plut. *Lyc.* 16. 1.
- (24) Hdt. 7. 234. 2.
- (25) Arist. *Pol.* 1270a37.
- (26) Hdt. 9. 10. 1.; 9. 11. 3.
- (27) Xen. *LP* 11. 2; *Hell.* 6. 4. 17. cf. T. J. Figueira, *Population*, p. 168.
- (28) cf. T. J. Figueira, *Population*, pp. 167-170 (十八才以上七八二五名)。
- (29) Thuc. 5. 64. 2-3; 5. 68. 1-2.
- (30) Thuc. 5. 67. 1. cf. A. Andrews, in A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* Vol. IV, Oxford, 1970, pp. 103f. スキリティス人はアルカディアの出身だが、当時スパルタの傘下にあった。
- (31) Thuc. 5. 67. 1. これらヘイロータイから重装歩兵に参加した者については以下の文献を参照されたい。H. Michell, op. cit. pp. 247-252; D. M. MacDowell, op. cit. pp. 39-42; 古山正人「ネオオターモーティス」、『西洋史研究』、新輯第十三号、一九八四、五三—七十七頁; R. F. Willets, *The Neodamodeis*, CP 49, 1954, pp. 27-32.
- (32) T. J. Figueira, *Population*, pp. 179-181 は大地震による損失への対応として軍の再編を行なったと考へる。
- (33) Thuc. 4. 38. 5. 守備兵四二〇名中捕えられた兵士は二九二名(残りは戦死)、そしてそのうちスパルタ市民は二二〇名であった。
- (34) cf. Xen, *LP* 11. 4. 最も基本的な研究は A. Andrews, op. cit. pp. 110-117. 関連史料の検討がなされる。これに従うのが J. F. Lazenby, op. cit. pp. 41-45; G. E. M. de Ste. Croix, op. cit. pp. 33If.; T. J. Figueira, *Population*, p. 212; P. Cartledge, *SL*, p. 256. 逆に違つて捉え方をする研究者もいる。とりわけ上記の説の問題点を挙げて詳細に検討するものが G. L. Cawkwell, op. cit. pp. 385-390. 彼以外には W. G. Forrest, op. cit. pp. 131-135; J. Christien, op. cit. pp. 204f.; H. Michell, op. cit. pp. 238-

- 243 ; A. J. Toynbee, *Some Problems of Greek History*, Oxford, 1969 [以下 *SPGH*], pp. 396-401.
- (58) Xen. *Hell.* 4. 2. 16. cf. T. J. Figueira, *Population*, pp. 199-202 ; J. F. Lazenby, op. cit. pp. 136-138.
- (59) ホミタテウスの法に関する研究史は以下の文献が参考となる。P. Oliva, *Sparta and Her Social Problems*, Prague, 1971, pp. 188-192 ; それ以降の研究はこゝに G. Marasco. *La retra di Epitadeo e la situazione sociale di Sparta nel IV secolo*, *AC* 49, 1980 [以下 *retra*], pp. 132-135.
- (60) A. J. Toynbee, *The Growth of Sparta*, *JHS* 33, 1913 [以下 *Sparta*], p. 272 et nn. 100f. ; M. Cary, *Note on the History of the Fourth Century*, *CQ* 20, 1926, pp. 186f. ; H. Michell, op. cit. pp. 217f. ; G. Marasco, *retra*, pp. 131-145 ; A. J. Toynbee, *SPGH*, pp. 337-343.
- (61) D. Asheri, *Sulla legge di Epitadeo*, *Athenaeum* n. s. 39, 1961 [以下 *legge*], pp. 45-68 ; Idem, *Law of Inheritance, Distribution of Land and Political Constitution in Ancient Greece*, *Hist.* 12, 1963, pp. 12f. ; A. Fuks, *The Spartan Citizen-Body in Mid-Third Century B. C. and Its Enlargement proposed by Agis IV*, *Athenaeum* n. s. 40, 1963, pp. 249-253. ; J. Christien, op. cit. pp. 197-221 ; J. Buckler, op. cit. pp. 266-269 ; E. David, *SEF*, pp. 66-77 ; 伊藤貞夫「ポリス社会における財産承継の変容」『古典期のポリス社会』岩波書店、一九八一（元来は『史学雑誌』第七六編第十二号、一九六七）三四三—三四五頁；同氏「一九八〇年代の古代ギリシア家族研究」『史学雑誌』第一〇〇編第四号、一九九一（以下ギリシア家族）六九—七三頁。
- (62) B. Niese, *Epitadeus*, *RE* VI 2, 1909, 217f. ; D. M. MacDowell, op. cit. pp. 104f. ; T. J. Figueira, *Population*, pp. 193-196.
- (63) W. G. Forrest, op. cit. p. 137 ; P. Cartledge, *SL*, pp. 167f. ; Idem, *AS*, pp. 165-169, p. 401 ; S. Hodkinson, *Land*, pp. 386-392 ; Idem, *Inheritance*, pp. 93-95 ; E. Schütrumpf, *The Rhetra of Epitadeus: A Platonist's Fiction*, *GRBS* 28, 1987, pp. 441-457. なお各説の内容と検討は以下本文を参照されたい。
- (41) 近年の研究動向に関しては、伊藤貞夫「ギリシア家族」六五—七三頁において詳細な紹介と検討がなされている。また、この方向性とは別に、プルタルコスのアギス伝自体の史実性への疑義より展開される研究もある。E. Schütrumpf, op. cit. pp. 441-457. cf. E. Bux, *Zwei sozialistische Novellen bei Plutarch*, *Klio* 19, 1925, S. 413-431 (プルタルコスの創作とする)。A. Erskine, *The Hellenistic Stoa*, Cornell Univ. Press, 1991, pp. 123-131 (アギスの業績はクレオメネスからの創作と考える)。アギス伝のこの箇所は一般的にフィラルコスに拠ると考えられていた。しかし G. Marasco, *Aristotele come fonte di Plutarco nelle biografie di Agide e Cleomene*, *Athenaeum* n. s. 56, 1978, pp. 170-181 はアリストテレスを原史料と考える（ただし史実性は疑っている）。

- (42) cf. S. Hodkinson, *Land*, pp. 378-386.
- (43) *Polyb.* 6. 45. 3; 6. 48. 2-3.
- (44) *Plut. Lyc.* 8. 3-6; 16. 1; *Agis* 5. 1-2.
- (45) *Hdt.* 1. 65. 6. *ヌリド*は *enomotia* (血盟隊) '三十人隊' 共同食事、*エフォロイ*、*ゲロンテス*の創設を彼に帰している。
- (46) *Platon, Law* 684e; *Isoc. Archi.* 20. *ヌク* *Xen. LP* 6. 4-7. 6. *ヌ*おいて *リュクルゴス*は貧乏人は不足なきように富裕者は富を使えぬようにしたと述べている。
- (47) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* vol. 1, Oxford, 1957, p. 728. *ヘンネロスの情報源が亡命中に王ペンササニアスの執筆したペンフレットであった可能性に*ついても E. David, *The Pamphlet of Pausanias, PP* 34, 1971 (*カイト Pausanias*) pp. 109-116.
- (48) G. Marasco, *Commento alle biografie plutarchee di Agide e di Cleomene* vol. I, Roma, 1981, pp. 248-250.
- (49) *クレエロス*付与に関しては父から子への単子相続か (*Plut. Agis* 5. 2-3) 'あるいは誕生時に市民として育成が認められた者に九千のうちの一口が付与され' 死後収公されたか (*Plut. Lyc.* 16. 1) の二通りの方法が *プルタルコス*により伝えられる。それゆえ研究者の間でも捉え方は様々である。この動向に関して S. Hodkinson, *Land*, p. 379 et nn. 3-5; D. M. MacDowell, op. cit. p. 94.
- (50) *Arist. Pol.* 1270a 18-22. 山本光雄訳『政治学』*アリストテレス全集*第15巻、岩波書店、一九六九。
- (51) *Arist. fr.* 611, 12 (Rose) (= *Herakleides Lembos, Exc. Pol.* (ed. Dilts) 12). cf. *Plut. Mor.* 238e-f.
- (52) D. Asheri, *legge*, pp. 45f.; E. David, *Aristotle and Sparta, Anc. Soc.* 13-14, 1982-3 [以後 AS], pp. 69f.; 伊藤貞夫、*ギリシア家族*、六九頁。
- (53) 主な研究をめぐっては A. Fuks, op. cit. pp. 251f.; J. Christien, op. cit. pp. 198-202; E. David, AS, pp. 79-86; D. M. MacDowell, op. cit. pp. 103f.
- (54) W. G. Forrest, op. cit. p. 137; P. Cartledge, *SL*, pp. 165-168; S. Hodkinson, *Land*, pp. 386-394.
- (55) P. Cartledge, *SL*, pp. 167f.; S. Hodkinson, *Land*, p. 383.
- (56) S. Hodkinson, *Land*, pp. 392-394; *Idem*, *Inheritance*, pp. 80-82.
- (57) *Arist. Pol.* 1270b 4-6.
- (58) *Xen. LP* 1. 9. また *ペンタルタ*において兄弟が妻を共有していたことを指摘する史料もある。cf. *Polyb.* 12. 6b. 8.

- (65) Arist. *Pol.* 1270a 15-17.
- (66) IC IV 72, 4. 40-43.
- (67) S. Hodkinson, *Inheritance*, pp. 82-89.
- (68) Paus. 3. 20. 6. cf. D. M. MacDowell, op. cit. p. 35.
- (69) *politike chora* Polyb. 6. 45. 3. cf. D. M. MacDowell, op. cit. p. 91. *ημετέρας γῆς τῆς ἐπιπέδαυς* land divided among the citizens と解する研究者も存在する。F. W. Walbank, op. cit. p. 729; P. Cartledge, *SL*, p. 166; S. Hodkinson, *Land*, p. 385.
- (70) J. Buckler, op. cit. p. 258; S. Hodkinson, *Land*, p. 384. 他方 H. Michell, op. cit. p. 209. は管理を個人に任せたと考える。
- (71) IC IV 72, 4. 31-43. 伊藤貞夫訳(『古典期クレタにおける女子相続権の位置』前掲書〔以下古典期クレタ〕三五六頁。なおこの論文は元来、秀村欣二他編『古典古代の社会と思想』岩波書店、一九六九所収)。
- (72) 伊藤貞夫、古典期クレタ、三五二—三七七頁。
- (73) P. Cartledge, *SW*, p. 98; S. Hodkinson, *Land*, p. 399.
- (74) cf. R. F. Willets, *The Law Code of Gortyn*, Berlin, 1967, pp. 13-17.
- (75) 出生後認定された子にクレーロスが付与されたと考える立場であるならば (T. J. Figueira, *Mess*, pp. 96f.; *Idem*, *Population*, pp. 171f.; H. Michell, op. cit. pp. 207-209; W. G. Forrest, op. cit. pp. 35f.; P. Oliva, pp. 36-38) 関係ないが、これは子だけでなくの家庭にクレーロスが集中し、アリストテレスの記述と異なる。さらにホドキンソンが述べているように、これは国家の管理能力を越えている。プルタルコスとの二通りの叙述を妥協させ、次男以下が国家からクレーロスを支給され、長子は親からクレーロスを継承したと考える研究者は多い。L. Ziehen, op. cit. S. 223f.; D. Asheri, *legge*, pp. 65f. 他方次男以下の者は養子か女子のみのオイコスに婿として入ると考える学者もいる。J. T. Hooker, *The Ancient Spartans*, London, 1980, pp. 117f.; E. David, *SEK*, pp. 46-49.
- (76) 分割相続を想定しない上記の学者は概ね、兵員数保持がその目的であると考える。
- (77) D. Asheri, *legge*, p. 47; G. Marasco, *retra*, pp. 137f.; E. David, *SEK*, p. 46; D. M. MacDowell, pp. 93f.
- (78) メッセニアがスパルタから独立したのは三七〇—六九年のテバイ軍侵攻時であり (Xen. *Hell.* 6. 5. 27-28 etc. cf. C. D. Hamilton, op. cit. pp. 225f.)、アリストテレスは『アテナイ人の国制』執筆(三二〇年代初め)以降に『政治学』を作成している(村川堅太郎、『アリストテレス アテナイ人の国制』岩波文庫、一九八〇、三〇二—三〇四頁)。
- (79) T. J. Figueira, *Mess*, pp. 87-109, cf. H. Michell, op. cit. pp. 223-228; J. Buckler, op. cit. pp. 254-258. フィゲイラはメン

セニアに六千口のクレーロスがあったと想定するが、これは可処分地の存在を考慮に入れていない。可処分地がスパルタ社会に存在していたと考えれば、ラコニアにおいてのみでは十分の広さの土地を市民が得ることは不可能であったであろう。またフィゲイラのラコニアとメッセニアの収穫量の比率に関する算定を前提とすれば、ラコニアにおいて元来付与されたクレーロスから八二メデイムノスの収穫があったとするプルタルコスの叙述(Lyc. 8. 7)は疑わしい。またフィゲイラは共同食事に供給する量は五、六人の人間を養える量であると算定し、これは共同食事に供したヘイロータイに付与されたと考えた。この再循環システムの存在ゆえにヘイロータイの支持を得たとみなすのである。以上の捉え方は注(17)で挙げた研究と同傾向にある。しかし筆者はオイコスでクレーロスが継承される中、子たちが共同食事に参加する際の必要分にあてていたのではないかと考える。彼らが時折共同食事に参加していたことは史料より知られる(Xen. LP 3. 5; Plut. Lyc. 12. 6)。さらに次男以下も訓練には参加していたと思えるので、彼らの食費も含まれたであろう。それゆえ次男以下の者も市民候補としての資格を持てたと考えられる。

(74) H. Michell, op. cit. pp. 207-209; M. I. Finley, op. cit. p. 31; J. Christien, pp. 214f.; S. Hodgkinson, Inheritance, pp. 95-100. 古山正人、「スパルタにおけるパトロネシ論の有効性」、『古典古代とパトロネシ』、長谷川博隆編、名古屋大学出版会、一九九二「以下パトロネシ」七四―七七頁。他方近年、C. Mosse, op. cit. pp. 140f. もクレーロスと世襲財産(oikos)を区別し、前者が国家統制下にあり、後者が可処分で土地集中を促進したものと考える。この場合、ヘイロータイもまとまった単位で所有者の移動を経験したであろう。

(75) cf. D. M. MacDowell, pp. 93f. (古来のクレーロスにある程度の平等があったと想定する)。

(76) Xen. Hell. 3. 3. 6. cf. H. Michell, pp. 88f.; 古山正人、「ヒュポマイオネス考」、『新潟史学』第十七号、一九八四「以下ヒュポマイオネス」三八一―五六頁。

(77) S. Hodgkinson, Land, pp. 400-402 が挙げているように古典期に財産を所有している女性が存在する事実より、女子に全く相続がなかったとは考えられない。またアリストテレスも子が多ければ貧困化すると述べる際(Pol. 1270b3) paldes とするのは女子も含むであろう。なぜならばその前で三人、四人の親には特権があると述べる時には huios としている。それゆえスパルタにおいて嫁資は禁ぜられていたという伝承(Plut. Mor. 227f; Ael. VH 6. 6)は史実ではないと思われる。cf. D. M. MacDowell, op. cit. 81f.; S. Hodgkinson, Land, p. 398.

(78) Hdt. 6. 57. 4.

(79) IC IV 72, 7. 15-9. 24. この規定の内容に関しては、桜井万里子、『古代ギリシアの女たち』、中公新書、一九九二「以下古代ギリ

リシア」九〇—九三頁を参照されたい。

(80) cf. D. Asheri, *Legge*, pp. 58f.; 桜井万里子、「古典古代の女性」、弓削達編『地中海世界』、有斐閣新書、一九七九、九〇頁。同氏、古代ギリシア、八三—九六頁。

(81) P. Cartledge, *SW*, p. 98; S. Hodkinson, *Land*, pp. 394-398.

(82) S. Hodkinson, *Land*, pp. 395f.

(83) IC IV 72, 7. 15-27 ユルテュンの法典でオイコスから財産が流失しない配慮があったことは以下の文献を参照されたい。W. K. Lacey, *The Family in Classical Greece*, London, 1968, pp. 215f.; 伊藤貞夫、古典期クレタ、三五—三七七頁。但し、桜井万里子、古代ギリシア、九二—九四頁は、ユルテュンでは女性の意志がある程度尊重されたことも示される。

(84) D. M. MacDowell, *op. cit.* pp. 96f.; D. Asheri, *Legge*, pp. 59-62. 四世紀初頭までこの規定が存在したことは、息子がいなかったと思われるリュサンドロス (cf. S. Hodkinson, *Land*, p. 395n. 78) の娘の婚約者が婚約を破棄して罰せられたことから窺える。Plut. *Lys.* 30. 5-6; *Mor.* 230a; *Ael. VH* 6. 4; 10. 5.

(85) ユルテュンの法典においても夫は妻の所有財産に干渉できなかった。IC IV 72, 3. 31-37; 6. 31-36. 伊藤貞夫、古典期クレタ、三六四及び次頁参照。

(86) アリストテレスは *pasi* を用いて、それを伝える史料の存在を暗示している。また *nurios* は概数であろう。

(87) P. Cartledge. *SL* pp. 308-310 は、はやくとも五五〇年、五〇〇年には確実に市民数は減少に転じたと考ええる。これに対して T. J. Figueira, *Population*, pp. 170-175 は六世紀中は市民数が増加したと見なす。彼は市民は七才でクレロス付与がなされるので、成人するまで一定期間クレロスを保有するためには八千の市民に九千口のクレロスが必要だと考える。しかしクレロスはオイコスで承継されたと考えられるので説得力は乏しい。この他に、岩田拓郎、「スパルタのオーバに関する一試論」、『ヨーロッパ史におけるエリートと社会統合』、昭和五八—五九年度科学補助金(総合研究A)研究成果報告書、一九八五、四頁参照。

(88) 近年、出生率の低下が懸念され、人口減少へ転ずると予想されている。拙稿、「ヘレニズム期ギリシアの社会問題」、『クリオ』、第五号、一九九〇、一頁及び注(一)参照。

(89) L. Ziehen, *op. cit.* S. 231-237; H. Michell, *op. cit.* pp. 231f.; T. J. Figueira, *Population*, pp. 175-177; A. J. Toynbee, *SPGH*, pp. 346-352. 他方 S. Hodkinson, *Inheritance*, pp. 103-105 は地震が市民数に短期的影響を与えたとする。

(90) Thuc. 1. 101. 2; Diod. 11. 63-64; Plut. *Cim.* 16-17, 3; Paus. 1. 29. 8-9; 4. 24. 5-7.

- (91) 例えは (1) スパルタで倒れなかった家は五軒 (Plut. *Cim.* 16. 4; Polyae. 1. 41. 3; Ael. *VH* 6. 7. 2) (2) 二万人以上のラケダイモン人が死亡した (Diod. 11. 63. 1) (3) キュムナシオンが倒壊してエフェュススが死亡、他方 neaniskoi は難を逃れた (Plut. *Cim.* 16. 5)。
- (92) W. G. Forrest, op. cit. p. 135; G. E. M. de Ste. Croix, op. cit. p. 132.
- (93) エンヘウスは A. J. Toynbee, *SPGH*, p. 351. が考えるよりな十三—十九才ではなく、T. J. Figueira, *Population*, p. 178 & S. Hodgkinson, *Inheritance*, p. 103. が想定する十八、九才の若者とする方が妥当であろう。他方家の倒壊は軍事訓練で戸外にいる男性よりも女性に多大な被害を与えたと思われる。それゆえ一時結婚する者が不在で出生数は減少したであろう。cf. T. J. Figueira, *Population*, p. 178; L. Ziehen, op. cit. S. 232-235.
- (94) cf. S. Hodgkinson, *Inheritance*, pp. 100-105.
- (95) cf. *ibid.*, pp. 105-109.
- (96) 伊藤貞夫「ポリスの衰頹をめぐって」前掲書、四四四—四六五頁参照。
- (97) プルタルコスのアギス伝第五章での捉え方である。これに関する史料と研究は E. David, *SEF*, pp. 50-59. を参照されたい。
- (98) Thuc. 1. 80. 4. 久保正彰訳 (『トゥーキーキニディース 戦史(上)』岩波文庫、一九六六) cf. Thuc. 1. 141. 4-5; 142. 1.
- (99) Arist. *Pol.* 1271b 10-13. 山本光雄訳 (前掲書)
- (100) Thuc. 1. 19. 1.
- (101) Arist. *Pol.* 1270b 3-4. cf. Ael. *VH* 6. 6 上記一切の免税は五人の親とされる。
- (102) cf. D. Asheri, *legge*, pp. 64 et 66; G. Marasco, *retra*, p. 136 et n. 19.
- (103) Hdt. 7. 231; Thuc. 5. 34. 2; Xen. *LP* 9. 4-6; Lyc. *Leo*. 107; 129; Plut. *Ages*. 30. 3-4. cf. D. M. MacDowell, op. cit. pp. 44-46; pp. 69f.
- (104) W. L. Newman, op. cit. p. 332. cf. Xen. *LP* 13. 11; *Hell*, 2. 4. 9. D. M. MacDowell, op. cit. p. 76.
- (105) 武器の調達には国家が行なったとの見解もある (M. I. Finley, op. cit. pp. 29f.)。しかし少なくとも消耗品は自弁であったのではなか。なおこのフィンレイ説への批判的検討として、村川堅太郎「市民と武器」『村川堅太郎古代史論集Ⅱ』岩波書店、一九八七、二六一—二六七頁が参考となる。
- (106) Polyb. 6. 49. 8.

- (80) Xen. *Hell.* 1. 5. 5. 一般的には、この四〇七年のキクロソスの協定で資金援助を得たと考えざるが (F. W. Walbank, op. cit. p. 735) D. M. Lewis, *Sparta and Persia*, Leiden, 1977, p. 124. は四一二年にスパルタとペルシアで結ばれた協定でまず援助が約束されたのではないかと考へる。cf. Thuc. 8. 58. 5-6.
- (81) Arist. *Pol.* 1270a 35-36. 長期間戦つても人口減少にならなかつたと述べられるが、これは外人に市民権付与を行なつたことと結びつけられるので、史実としてもかなり古い時のことであろう。なおペリオイコイに課税したとも考えられるが、この史実性も疑わしき。cf. P. Oliva, op. cit. pp. 61f.; P. Cartledge, *SL*, p. 180.
- (82) cf. Polyb. 6. 49. 8.
- (83) Xen. *LP* 7. 2; Plut. *Lyc.* 24. 2. は金銀貨幣所持が禁止されていたとするが、共同食事への供出分に貨幣が含まれていた (Plut. *Lyc.* 12. 2; Dikaiarchos, fr. 23 *FHG* II p. 242)。これは食糧に換算されて供出されたと思へることも可能だが (P. Cartledge, *SL*, p. 173; T. J. Figueira, *Mess*, pp. 89f.) D. M. MacDowell, op. cit. pp. 116-122. において述べられるように、五世紀末よりは金銀保持は一般的にありえたと思われる。cf. F. W. Walbank, op. cit. p. 731.
- (84) J. Buckler, op. cit. pp. 262f.
- (85) D. Asheri, *legge*, p. 49; E. David, *Conspiracy of Cinadon*, *Athenaeum* n. s. 67, 1979 [以下 Cinadon], p. 242.
- (86) 古山正人、ヒュポメイオネス、四四―四九頁。氏が指摘されるように、ペロポネソス戦争中よりスパルタ軍にブラシディオイ、ネオダモデイスという解放ヘイロータイの部隊が登場するのは、急速な市民減少と無関係ではないであろう。
- (87) アリストテレスが立法者をリュクルゴスと考へていた可能性は否定できない (S. Hodgkinson, *Land*, pp. 389f.)。しかし、伊藤氏の指摘されるように、問題はそれが事実か否かである (ギリシア家族、六九頁)。
- (88) cf. G. Marasco, *retra*, pp. 135-137. スパルタにおける政策決定については A. Andrews, *The Government of Classical Sparta*, *ASAI*, Oxford, 1966, pp. 1-20. 及び古山正人、パトロネシ、六七―九六頁を参照されたい。
- (89) 注(86)参照 エピタダスについては Thuc. 4. 8. 9.
- (90) G. Marasco, *retra*, p. 132.
- (91) cf. P. Oliva, op. cit. pp. 189f. (この年代を支持する研究者については G. Marasco, *retra*, p. 145. メッセニア喪失がスパルタに与えた影響に関する諸学説と検討は E. David, *SEK*, pp. 88-95. が参考となる)。
- (92) G. Marasco, *retra*, pp. 139-145.

- (120) Xen. *LP* 14. cf. Plut. *Lyc.* 30. 1; *Agis* 5. 1-2; *Lys.* 17; *Mor.* 239b-240a; *Ael. VH* 14. 29.
- (121) A. J. Toynbee. *SPGH*, pp. 337-343 は富裕者が贈与・遺贈を貧民にする事によつて、彼らに恩恵を与え、その見返りに政治的な支持を得て、勢力を増大せよと考へたと考へた。しかしそれならば土地を与えなくとも、共同食事の供出分の負担のみで十分である。
- (122) A. J. Toynbee, *Sparta* p. 272 et nn. 100f. (帰国した傭兵が市民復帰を可能とするため); M. Cary, op. cit. pp. 186f. (外国へ傭兵として行く者が家族の生活費のために売却)。
- (123) H. Michell, op. cit. pp. 217f. (但し、生活費のために土地を売却する事とはありえなかつた)。
- (124) A. Fuks, op. cit. p. 251n. 4; G. Marasco, *retra*, pp. 132f. cf. P. Oliva, op. cit. pp. 189f.
- (125) Xen. *LP* 14. 3-4; Plut, *Lyc.* 30. 1; *Lys.* 16-17; *Nic.* 28. 3; Diod. 13. 106. 8-10.
- (126) Plut. *Lyc.* 30. 5.
- (127) Xen. *Anab.* 2. 6. 1-4.
- (128) Xen. *Anab.* 4. 1. 18.
- (129) H.W. Parke, *Greek Mercenary Soldiers*, Oxford, 1933.
- (130) アナバシスにおいても、クセノフォンがスパルタ人というだけで軍事的評価をしている点は注目し値する (*Anab.* 3. 2. 37; 6. 1. 26)。他方、スパルタ人は名だけで評価されすぎているというステュンパロス人アガシアスの批判も、逆に当時のスパルタ人の評価が暗示されている (6. 1. 30)。
- (131) 事実、四世紀前半に活躍した人物が知られている。デマラトス (Plut. *Mor.* 220A エミプト)、ファラクス (Plut. *Dion* 48 シュラクサイ)、ガイシユロス (Plut. *Dion* 49 シュラクサイ)、ガストロン (Polyae. 2. 16; Front. *Strat.* 2. 3. 13 エミプト)、ラミアス (Diod. 16. 48. 2. ペルシヤ)。
- (132) Xen. *LP* 14. 4; Plut. *Lyc.* 27. 6; *Agis* 11. 2.
- (133) 三世紀の事例であるが、アテナイは傭兵としてイプソスの戦いに参加し、捕虜となった市民の返還に尽力したフィリッピデスを顕彰した (IG II² 657)。
- (134) Xen. *Anab.* 2. 6. 4.
- (135) Arist. fr. 544 (Rose); Plut. *Agis* 9. 1. cf. E. David, Pausanias, pp. 110f. 価値観の変化については以下の文献を参照された

- 135 J. Redfield, op. cit. pp. 153-161.; S. Hodgkinson, Order, pp. 239-281, esp. pp. 280f.; E. David, *SEK* pp. 50-59.
 (136) Plut. *Lys.* 17. 6. cf. E. David, *SEK*, pp. 5-10.
 (137) Xen. *Hell.* 3. 3. 4-11. cf. E. David, *Cinadon*, pp. 239-259; C. D. Hamilton, op. cit. pp. 68-70; 古山正人、ヒュポマイオネス、三八及次頁。
 (138) Xen. *LP* 1. 1.
 (139) Xen. *Hell.* 5. 4. 1.
 (140) ネオダモデイスの投入は抜本的な対策とは言えない。ポリスの上層部の人々がヘレニズム期において抜本的な変革を嫌ったことについては、前掲拙稿を参照されたい。
 (141) cf. J. Christien, op. cit. pp. 220f.